

○湖北環境衛生組合職員の分限，懲戒に関する手続及び効果に関する条例

〔昭和44年3月15日
条例第7号〕

改正 昭和60年12月12日 条例第3号 平成18年 2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合職員の分限，懲戒に関する手続及び効果に関しては，石岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年石岡市条例第40号）及び石岡市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年石岡市条例第42号）の例によるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月12日条例第3号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は，公布の日から施行し，平成17年10月1日から適用する。